

## 造林公社問題検証委員会 第6回会議議事録

日 時：平成21年(2009年)5月19日(火) 13:00-16:10

場 所：滋賀県庁 別館2階 大ホール

出席委員：北尾委員、阪田委員、進委員

高田委員(副委員長)、辻委員、浜田委員、

真山委員(委員長)、吉田委員

### 1. 開 会

(司会)

時間となりましたので、ただ今から造林公社問題検証委員会の第6回会議を開催させていただきます。

### 2. 滋賀県琵琶湖環境部技監挨拶

(琵琶湖環境部技監)

委員の皆様方には、大変お忙し中、当委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回の委員会では、これまでに委員の皆様方からいただきました「公社が経営悪化に至った要因はなんだったのか」、また「それへの対応は適切だったのか」ということに関する議論について、論点ごとに整理し、ご検討をいただいたところでございます。

今回は、前回の検討を踏まえまして、論点と議論の中間まとめの案という形で、事務局でまとめさせていただきました。本日は、これについてご検討をお願いしたいと思います。

これらの関係資料につきましては、委員の皆様方に、あらかじめ送付し、ご覧いただくようお願いをしておりました。お忙しいところ時間を割いていただきまして、誠にありがとうございました。

また、前回に委員の皆様方からいただきました質問等につきましては、事務局から補足の説明をさせていただくこととしております。

引き続き、皆様方には、公正・公平なお立場から、忌憚のないご議論をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

定足数確認・事務局出席者紹介

(司会)

本日のご出席いただいております委員の皆さん方、8名全員でございますので、設置要綱に照らして会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、事務局といたしまして第6回会議次第となっております資料の2ページにございますように琵琶湖環境技監以下関係職員が出席をしております。

また、造林公社からも副理事長以下関係職員に出席を求めていますのでご報告を申し上げます。

なお、資料のうち造林公社の副理事長と森林保全課長は所用により今回欠席しておりますのでご了承願います。

### 資料確認

## 3. 議 事

### (1) 論点と議論「中間まとめ」(案)について

#### (委員長)

それでは、次第にありますように、まず、論点と議論「中間まとめ」(案)について、を議題としたいと思います。

資料につきましては、あらかじめ事務局から送付されておまして、委員の皆様方にはご一読をお願いしているところでございます。

事務局から、前回の会議で補足説明の要請のあったことを含めて、説明をお願いしたいと思います。

#### (事務局)

(資料に基づいて説明)

#### (委員長)

それでは、今ご説明をいただきました「中間まとめ」(案)につきまして、論議をしたいと思います。

論議の進め方ですが、この「中間まとめ」(案)のうち、特に両公社の「経営悪化に至った要因についての分析・評価」の部分についてですが、前回会議までの意見からまとめられているわけですが、この案のようなまとめ方で漏れがないか、あるいはこのようなまとめ方でよいのか、ということについて論議をまずお願いしたいと思います。

また、前回、あるいは前々回から委員からご意見がありましたように、そもそも何が一番問題なのか、原因の中でも特に重要なものは何なのかという点で、メリハリを付ける必要があるのではないかというご指摘がありました。最初、説明がありましたように、今回の中間まとめはメリハリを付けるということはないで、今までの論点に合わせて、横並びの形で資料としてまとめていただいたものです。従いまして、本日の委員会の中で、各委員のご意見によってメリハリを付けて、最終的な報告では、構成を変えていきたいと思っておりますので、その辺についてのご意見を是非お伺いしたいと思います。

それともう1つですが、先程の説明の中でもありましたように、公庫から今日は委員限りという要請がありました資料でございます。先程も説明がありましたように、委員の皆さんしかお配りをしておりません。この資料の内容について質問をしていただいても、この場では、事務局からお答えができないということになります。公庫の資料として、事務局としてもそれ以上詳しいことは分からないということもありますので、そのようなことから、資料の内容ではなくて、この資料から判断ができることについてご意見を出していただきたいと思っております。ただ、具体的な資料の内容について論議をしなければならない場合には、公庫のご意向もありますので、その部分については会議を非公開にしなければならないということになります。勿論、非公開も制度としてあるわけですが、今までずっと公開でやっておりましたし、この部分だけ部分非公開ということは、できれば避けたいと思っておりますので、そのあたりの趣旨をお汲み取りいただきまして、資料の内容に関わる話につきましては避けていただければ幸いです。

そのようなことで、事務局からの説明も短く終わりましたので、今日は論議を中心に進めてまいりたいと思っております。

今、3点を申し上げましたが、一応論議としましては、この「経営悪化に至った原因についての分析・評価」の記述内容、あるいは書き方についての論点と、それから最終的にまとめるメリハリという論点、この2つのことを分けて論議をしていこうと思っておりますが、多分、実際には非常に密接に関わってきますので、ご発言の時にはそんなに意識をしていただかなくても、流れで発言をしていただいても結構です。

それでは、どの部分からでも結構ですが、できれば順番に最初から、1 - 2の「国および国関係機関の林業公社に関する政策」について、これに関連して「経営悪化に至った要因の分析と評価」の記述、具体的には6ページ以降ですが、このあたりの書き方などで、もしお気づきの点、ご意見がありましたら、ご指摘いただければと思います。

(委員)

メリハリというのは案外難しいことですが、メリハリの原案というものは、スケジュールの関係ですが、どこかの時点で事務局から出るのですか。

(委員長)

スケジュールにつきましては、次第資料の3ページの検証のスケジュール(案)という表があります。5月19日が現時点ですが、今日ここで議論していただきまして、次回6月16日と日程が決まっていますが、ここでもう一度素案の協議をしていただきます。素案の段階ではメリハリのことも視野に入れた案が出てくるということになります。今日の間まとめ案は、メリハリはなく、論点毎に列挙したものです。従いまして、今日ご意見をいただくことを踏まえまして、事務局の方で素案という形でまとめていただく時には、今日の論議を反映したメリハリが案として示されるということになります。その出てきたものについて、そういうメリハリの付け方、あるいは原因の主たるもの、従たるものの分け方がよいのかどうかを、6月16日にご審議いただくということになるかと思っております。

(委員)

委員長の判断従いますが、大学の卒論指導などでよく言っていることですが、研究のプロセスと叙述のプロセスは違います。検証の進め方、いろいろ探求しながら進めていくという進め方と、結果をどのように進めて表現するかは、全く違う。並び替え、組み替えなければならないということです。時間が多く残されているのなら別ですが、それほどないようですので、一体我々は造林公社問題をどう捉えているのかをまず確認し、それを一番最初書いてもらいたい。そしてそれを検証していく。そのようにして、説得していくスタイルが大変大事です。

すでに各論点を議論してきて、それぞれの点では結果が既に出ているわけですから、今日はメリハリの付け方というか、どのような形でまとめ、何を示そうとするのかということに時間を割いた方がよいのではないかと思います。

(委員長)

ご指摘のとおりだと思います。今日の議論の中心は、メリハリの付け方をどうするのか、ということにむしろ時間を割きたいと思っています。ただ、その前提となる、判断の根拠となるまとめ方の中で、既に見ていただいていると思いますが、ここはちょっと間違っている、勘違いだとか、または記述漏れがあるのではないかとということがあれば、先にその部分を確認させていただきたいと思っています。

(委員)

確認ですが、これは単に検証委員会で検討することが目的ですか、それとも検討結果を広く県民に知ってもらい、県民に公開することが目的ですか。

(事務局)

基本的には全て公開させていただいておまして、41ページの「検証の進め方」にありますように、今回、公社の債務問題が県政運営上の大きな問題に至ったということで、県民あるいは県議会に説明責任を果たす必要があるということが第一です。

(委員)

そうならば、できるだけ分かりやすくしないと、ごく普通の方が見て分かるというものを作ることを目的にしなければいけないと思います。非常に専門的な見解を並べても、一般的には非常に理解しにくい。だから、どこかの部分を凝縮するとか。結局、論点がたくさんありすぎて、これを全て報告書にしまうと、冗漫になってしまうというか、何がポイントなのか分からない。報告書の目的を念頭に置いて、どのような報告書を作るか考える必要があると思います。

(委員長)

ご指摘ありがとうございます。確かに、今回事務局の方でまとめていただきました中間まとめ案、40ページ近くぎっしりと文字が入ったもので、これからさらに図表が入りますと、かなりなものになります。委員だから読むものの、普通の方であれば全部

読む方はまずいないと思います。

そういう意味で、形は変わるとは思いますが、これだけぎっしりと詰まったものが出て、県民に対しての説明資料としては非常に分かりにくいというか、不親切なものになるということは言うまでもありません。これからのまとめ方の問題ではありますが、今日の論議や次回の論議を踏まえまして、最終的にうまくメリハリが付いてくれば、そのメリハリに沿って、今回の問題はこのような問題であって、その主たる原因はこうであるというような簡単に分かるような概要があって、その上で今日の資料にあるような詳しい根拠であるとか、どういう意見が出て、この結論になったのかを説明するための資料があるような、2部立てのような形にせざるを得ないかなと思います。このような所に問題や原因があったという以上は、逆にちゃんと根拠を示しておかないといけませんので、いずれにしても、このような細かく書いた資料がどこかで入ると思いますが、本体がこれだと、確かに何か分からなくなるとは思います。この辺は、最後の報告のまとめについて、構成や記述の仕方について、もちろん事務局で素案などを作っていたわけですが、それを元に委員の皆さんからアイデアをいただいて、より分かりやすいものにしていきたいと思っています。

それでは、記述内容について、事前に読んでいただいていると思いますが、この部分について特にというようなご意見はございませんか。

(委員)

それはたくさんありますが、それを言っていては時間がありませんので、枠組みが決まった中でお話をしたいと思います。

(委員長)

この委員会の判断に関わるような重要な問題は別としまして、細かな部分につきましては、今日、配布していただいております「中間まとめへの意見」という用紙を用意していただいていますので、この表現をもう少しこのように変えた方がよいとか、ここにもう少し足した方がよいとか、そういう細かいと言えば語弊があるかもしれませんが、部分修正に関わるようなものについては、この一覧表に書いてEメール等を出していただければと思います。

それでは、どちらかと言えば、何が一番の問題なのか、そもそも問題の本質がどこにあり、その背景の主たるもの、一番重要なものは何だったのかというような、メリハリ部分につきましてはの論議をしていきたいと思っています。どのような形でご意見を出していただければよいのか、メリハリはどうですかと問いかけても、なかなかお答えににくいと思いますが。

(委員)

ざくっとした感想になりますが、この話を知人に説明していた時に、「この問題は誰が止められたのか」ということを質問されて、すぐには答えられませんでした。それで、誰がこれだけの莫大なお金の借入れを止められたのだろうか、この資料の項目を見ながら、考えたのですが、私が説明したのは、“お金を見ていた人”が、止められ

たかかもしれない。それと、“現場で、保育、林道づくりなどしていた人”が、止められたかかもしれない。また、“組織として仕組みとして”止められたかかもしれない、と答えるのが精一杯でした。だから何かそういうことが、メリハリという意味で、どうかと思いました。

(委員長)

柱として、誰がこの問題を止められたかということを見えていくということですね。

(委員)

もともと、融資でやる分収造林というものが、本当にビジネスモデルとして適切だったのか、という問題がまずあると思います。

それに関連して、利回りの表をいただいているのですが、25年間の費用しか入っていないのと、金利は入っていないですね。資料として「分収割合を考慮した造林投資の利回り相当率の試算」というものをいただいているのですが、ここでの利回りというのは、自己資金でやっても公社は、結局平成3年ではトントン以下になりますよというような表だと思います。実際、造林公社は借入れをしてやっているわけですから、きつともっと前の段階で赤字になっていたのではないかと思うのと、この計算は、25年間で終わりですね。

(事務局)

造林の費用が25年までということが前提となっているのでそうになっています。

主伐の収入は、下にありますように国と同じようにしていますから、主伐収入とありますように伐期が50年か60年で計算してあります。

(委員)

そうすれば、25年以降、費用は出ないという想定ではないのですか。

(事務局)

作業年次というものがあまして、新植1年目、新植2年目に何をやって、最後は枝打ちの25年で終わるとなっているわけです。そこは国のものをそのまま使いました。置き換えましたのが、ここにありますように、労務単価、苗木単価を置き換えて分収率を加えただけです。

(委員)

3.5パーセントの利息を払っているのだから、3.5パーセント以下はマイナスのはずで、制度設計上おかしいことになっているのです。

(事務局)

そのことは本体資料の34ページでご説明させていただいておりまして、37行目

に「この内部収益率についてみると、林業利回りは、平成7年はマイナスになっているが、分収方式で行う林業経営の場合は収益が6割に留まることを考慮し、滋賀県の単価で試算した場合、平成3年にはほぼゼロとなる。さらに、両公社は、条件不利地を対象としていること、労務を自家労働に頼れず雇用としていること、資金を融資によっていることなどからコストが余計にかかることを勘案すれば、もっと早い時期から収益率がマイナスになっていたのではないかと考えられる。」とそういう意味で書いています。

(委員)

分かりました。これを読んだ時、平成3年時点は儲かっていたと読めてしまうのかなと思ったのです。本当は入れたものを作らないと意味がないのかなと思います。

(事務局)

前々回に 委員にご指導をいただいてここまではやったのですが、この後、実際にどのようにコストを入れていくか、元の資料がもう少し分からないところがありますので、そこまではできていません。とりあえずある資料で書けるところまで書かせていただいた形になっています。

(委員)

それは簡単にできることです。だからヘクタール当たり下刈時に年々いくらいるとか、ある程度の試算でモデルを作ればよいだけです。

(事務局)

改めてご指導をいただきたいと思います。

(委員)

2ページの「木材需要の動向と国の木材政策」のイ．木材価格のところ、平成19年の滋賀県のヒノキ立木価格は16,467円と書いてありますが、このようなことは本当なのでしょうか。

10年程前頃から、「スギ立木価格ゼロの時代」という認識を我々はもっています。きちっとしたスギを育てても、市場素材価格が伐採コストの値段と同じくらいに低いですから、主伐期の立木価格がほぼゼロです。丸太が市場で立米あたり8千円とか1万2千円とかの時代なのです。

(事務局)

参考資料の1-3-3ページに資料がありまして、それが今回別冊資料に付けた元の資料です。日本不動産研究所が出している山元立木価格です。

(委員)

日本不動産研究所のデータがずっと林業白書にも出てきます。しかし、実勢をどのように押さえて立木価格を出しているのか、よく分からないところがあります。

(委員長)

どのようにしましょうか。資料にあります日本不動産研究所のデータをそのまま引用しているのですが。

(委員)

載せない方がよいのではないのでしょうか。我々の常識ではスギでは立木価格がほとんどない時代ということです。だいたい、今、山は売れないのではないですか。だからこそ、長伐期化して、間伐、間伐で来ているわけです。いろいろな特殊条件で売っていることはありますが。

役所仕事としては、公表されているものに依拠すべきなのでしょうが。立木価格がある程度でも、伐った後には植林を施す責任があると多くの山持ちさんは今も感じている。造林費が高いから、伐るに伐れない。そういうこともあるでしょう。

(事務局)

実際に取引されている価格でやっておられると思いますし、取引されていないところ、当然売れていないところもあるのでしょう。売れたものの価格しか分からないということでしょうから、それをどのように表現するかだと思います。

(委員長)

木材価格に対する記述は、基本的にはこの資料に基づいてやっていますね。この日本不動産価格の資料を使わなくなると、木材価格についての記述が全てできなくなることになるのですが。

(事務局)

世の中ではだいたいこの価格が使われているようです。

(委員)

研究や事例調査の報告は我々の近くにたくさんあります。どれくらいの立木価格かというものもたくさんできてきます。あまりに事例的だと言えばそうでしょう。しかし、不動産研究所がどのようなところのものをとらえてデータにしているのかよく知りませんが、ずっと林業が続けられてきたところのものを経年変化をおさえている。だから、公社造林地のものよりは条件のよい所のものと考えます。

南九州では収穫伐採が結構あって、研究者が立木価格の聞き取り調査のレポートもしていますが、実際の立木価格の現状はこのような高い数値のものではありません。

(委員長)

今、ただちにどう整理するか答えにくいのですが、ただ木材価格の変動を、どの時点でどのように判断するかが重要な要素であります。そもそも木材価格自体が信用できないと言いますが、実勢価格が実態に合わないということであれば、根本的な判断が



狂ってくることになりますね。

(委員)

委員のお話の延長で話してるのですが、投資をしてよいかどうかは、投資した資本が健全に循環して回収できるかどうか、まず、融資者も判断すべきこととしてあります。そして、土地所有者と分収できるような経営ができるかどうか。しかし、このことが大いに疑問で、かなり早い段階から融資者も、融資を申し出たり、ないしは受け入れた造林会社の側も、もっとしっかりと判断しておくべきだった。この点をどのようにこのレポートに述べるかが、一番大事だと私は思っています。

(委員)

この数字は、日本不動産研究所など何かに頼らざるを得ないということですね。また、木材価格について、文脈的には木材価格がものすごく下落をしたということであり、対応としては厳しいという判断であり、ここで出ている資料で構わないというのが私の判断です。従って、このままでもよいのではないかと思います。

(委員長)

今、問題になっている2ページの30行目あたりは、事実関係を述べている部分で、「資料によれば」という前提であれば、このようなことになります。

(委員)

これでよいです。趨勢、流れ、全国的なトレンドを見るときには、ですが。ただ、当造林会社の経営問題となった時の立木価格ということになれば、当公社造林に即した別のデータが必要だということです。

(委員)

ここは最終的な経営問題のことではなく、背景の説明なのでこれでよいと思います。

(委員長)

経営の判断に関わる部分のそもそもの木材価格の捉え方に問題がなかったのかということは、分析の中できちっと書いておけばと思います。その中で、もし委員の方で、例えばこのようなデータがあると何かお示しいただき、この16,467円がそもそも実態からかけ離れた数字だということが言えれば、それを根拠に収益を考えていたことがそもそも判断ミスであったということが言えるのではないかと思います。つまり逆に言えば、不動産研究所のデータにさえ従っておけばよい、というような、経営判断はそんな単純なものではないということになります。もっと専門的な最新の研究成果というものを踏まえて判断するべきではなかったかという論議ができるのではないかと思います。ここでは資料3ということで示して、そこに出典も書かれていますので、この記述はあくまでもこの資料に基づいて述べたという理解で、ここはとりあえずこのままにしておきたいと思います。そもそも不動産研究所のデータ自体に信憑性と云えば

言い過ぎかもしれませんが、解釈がいろいろあるのではないかということは、経営判断の論議の中で取り上げたいと思います。

今、委員の方から、そもそもビジネスモデルとして、分収造林という手法が良かったのかという、そもそも論についてご指摘がありました。つまり誰が止められたかという以前に、出発が間違っていたのではないかということから、まず入るのかどうかです。造林公社を使い、かつ融資を使って、まさにビジネスモデルとして動かそうというスタイルを取っているわけですね。ただそれが本当にビジネスとして成り立つようなものとして、最初から考えられたものかどうかという出発時点での評価ということが、この委員会として言い切れるかどうか。

(委員)

しかしこれは3ページにある「国の分収造林政策」で、昭和33年、1958年に「分収造林特別措置法」というものが制定され、それ以降この立法に基づいて都道府県は従ってきているわけですから、言い換えれば、国の政策に極めて従順に従ってきたことにもなるわけですね。

(委員)

この前議論しましたね。

(委員)

そのとおりです。例えば利益の分配を決めていますが、損失が出た時に誰が負担をするかといったことに何も議論がなかったと思うのです。儲かるという前提でやっておられたからだと思いますが、普通、事業をする時には分収割合を決めた時に、もし損が出たときには誰が負担をするのかということについては、本当は議論しておくべきだったと思います。借入で行うならその段階で。その話はなかったと思うのですが。うまく行くという前提で進んでいるということで、本来ならそこを詰めないといけないのですが。国の政策に基づいてやったとなれば、国の責任と言えは国の責任なのですけど。

(委員)

おっしゃるとおりですが、当時、国が立法化するに当たっては、マイナスということは全然想定がなくて、要するに分収ができるという前提条件で法律が制定されているわけですね。

(委員)

この前何回も言いましたが、分収造林特別措置法はそんなに大そうなものではありません。土地所有者から土地を借りて、資本を持っている人がどのようにスムーズに造林できるようにするかというものです。部分林、分収林は、江戸時代から歴史的にもいろいろありました。それを、近代的な形で資本と土地所有者がうまく共用しあい、造林を促進していきましょう、という法律であって、融資による公社造林とはすぐに絡んでこない話です。だから、国の政策で造林公社のためにこれを作ったということとは、歴

史的には少し違う。公社造林特別措置法ではないのです。

(事務局)

6ページのところですが、この前委員からご指摘をいただいたこともあり、そのように書いております。

6ページの16行目の「分収造林特別措置法の妥当性」というところですが、この前、委員からご指摘がありましたように、そもそもパルプ会社から始ったということで、その前にはそもそも民で江戸時代からずっとやって来られた。それで、「分収造林特別措置法の制定は、森林資源の造成を目指して、人工林面積の拡大を進めることを目的として、土地所有者以外の資金や経営技術を導入できるようにするために行われたものであり、また、必ずしも林業公社自身を目的としてきたわけではない。」ということは、書かせていただいております。

また、これもこの前ご意見をいただいたことですが、「しかし、分収造林特別措置法が整備されたことによって、自力で造林が困難な土地所有者の土地に、林業公社が分収造林を行うという仕組みができたこと、また、後に昭和58年の法改正において、林業公社に森林整備法人という法的位置付けが行われ、森林整備法人への様々な支援策が講じられたことなどから、この法律が林業公社による拡大造林事業の推進に果たした役割は大きいものと考えられる。」という形で書かせていただいております。

(委員)

だから、これと造林公社の返済不可能な債務が発生したこととを、どのように結びつけて書くかですね。書ければよいのですが。

吉野でも、江戸時代は村持ち山がほとんどで、各村落に広大な村持ち山があって、吉野林業も今井、八木とかのお金持ちがその村持ち山に造林投資する、という形で形成されたものです。私は、紀伊半島の林業をかなり調査したことがあるのですが、資本がある村外者が投資して造林し、伐採収穫した際に10分の2を村に収めるという2歩口山が広汎にありました。昭和30年頃になると、前にも申しましたが、製紙パルプ資本が投資して自社のための資源造成をすることが盛んになりました。そういうことがスムーズに前進するよう地ならしをする、それが分収造林特別措置法を生み出した歴史的経緯です。後に、そういうものがあるから利用して造林公社が展開するわけです。累積債務問題というところにこの委員会が焦点を絞っていくとなると、因果関係的にどうなのか。分収造林特別措置法を作ったのは国だから、造林公社の累積債務の責任も大いに国にある、とはなかなか言いにくいと思います。

(委員)

よく分からなくなってきたのですが、今の元々の分収造林しても、吉野の山持ちや、山持ちでない資本にしても、パルプ資本にしても、お金を出した人、個人と言いますが責任者がいたわけですね。公社の場合は、公社が責任者ではない。

(委員)

そこが問題なんです。

(委員)

でも結果的には公社が受け皿にならざるを得ないというような形が作られてきたと見えるわけですね。国はあくまでも地ならしをただけです、というように読み取れない状況に見えるわけです。

(委員)

関連はしているが、少なくとも決め手ではないと思います。

(委員長)

おそらく分収造林特別措置法が、公社の経営問題に直結しているわけではないということは事実だと思います。ただ公社による分収造林や、あるいは融資による造林の基盤が与えられていることは事実です。分収造林というものが制度化されていなければ、そもそもその後のいろいろなものは動かなかったわけです。特別措置法を作ったことが国の責任である、今回の問題の責任であるということは言えないと思います。むしろ、そういう制度があるということを利用して融資をどんどんやるとか、公社を作ってその受け皿にしろさいというようなことを、政策的に国が指導したというか、進めたというところの方に責任というものがあるのではないのでしょうか。

(事務局)

今のことですが、この前もそのようなご議論だったと思ひまして、それでそれをまとめましたのが、6ページの(4)の「林業公社による造林政策の妥当性」という部分で、一つは「国は補完的な位置付け」であり、あるいは「林業公社設立の必要性と相当性は具体的に判断されるべきものとしていた。」これは実際に通知に書いてあります。「しかし、」これは委員からの意見にわたる部分ですが、「滋賀県を含め、全国的に林業公社が設立されており、都道府県が公庫融資の対象となった際も林業公社がある場合には林業公社のみが融資の対象とされていたこと」、それから今日のデータを見ていただきましたように、「結果的に全国の林業融資のほぼ半分を林業公社への融資が占めていることなど、林業公社の分収方式による拡大造林は、拡大造林を進める国の政策の中で、実質的にその一翼を担っていたものと考えられる。その中で、林業公社は、資金と組織の活用、森林資源の造成、地域住民の福祉などの面からのさまざまな効果が期待されており、このことは妥当なものと考えられる。しかし、林業公社が、第一義的に山間僻地等における拡大造林を主に対象として行うこととされていたことから、採算性が悪いものであることを前提にされていたものであり、当初から経営面で大きな課題を内包していたことになり、これに対する支援は予め想定されるべきであった。」ということと、林業公社というものと造林政策との絡みの点では意見が出ておりましたので、このように書かせていただきました。

それとは別に融資の話は別の所にまとめて出ておりまして、次の7ページです。そもそも融資の話はどうだったのかという話が出ておりましたが、上から順番に、農業と

比較してという話が出ていましたが、林業をそもそも融資でということはどうだったのかという話。それから、イの で林業公社に融資したことはどうだったのか、これについては元々資産がないところに貸すということはどうだったのかという話であるとか、またコストが上昇し林業利回りが段々下がっている状況が昔からあったわけですから、そういう中で通常の融資の原則で貸しても良かったのか。それはそれで書かせていただいております。

造林公社という政策は、ある程度国の政策の一翼を担っていたということと、それに対する融資というものは非常に難しいものがあったのではないかというご意見があったと理解をしていましたので、そのように現在は書いてあります。

(委員)

先程の誰が止められたという話の続きですが、金融の話としてこの7ページのイの部分が一番重要だと思います。『一番取り上げられなければならない問題』と言って、皆が納得するのはここだと思います。難しいことを沢山説明をしても分かりませんし、伝わりません。一番後ろの公社のそのものの問題もいろいろありますが、ここがメインで、一番の問題の話だと私は思います。

(委員長)

この要因の分析と評価というところは、これまで委員の皆さんから出していただいた意見を、相当程度拾っていただいておりますので、だいたいここが問題であったなどがほとんど述べられていると思います。割と列挙的になっていますので、前後関係であるとか、重い軽いなどの違いは読み取りにくいということはあるのですが、ただ素材はかなり揃っているのかなと思います。あとはこれらの組み立てだと思います。

今のお話を聞いている限りでは、やはり一番根本は誰が止められたかということであり、その中でも金融の部分、お金、融資の部分に関わってくる人で、特に公庫なのですが、もちろん公庫だけではなくてそれを取り巻くいろいろなものがあるわけです。それ以外に、林業そのものに関わる人、それから組織をマネジメントしていた人というものもありますが、中心はやはりお金の面ではなかったのかということが、これまでの皆さんの論議の方向性かなと思います。

誰が止められたかということは、重要な視点になりますが、これはあくまでも動き出した後の話なので、委員がおっしゃっていたように、その前段にそもそもこのスタートは問題なかったのかということを書いておいて、でもそれは今から言えば問題があったと言えるかもしれないが、当時そこまで判断ができたかどうかは限界があると思いますので、そこでこの委員会の主たる検証は、その後いろいろな段階で誰かが止められるはずだったのに止められなかったのは何故か、そこに焦点を合わせるというような見解にすればどうでしょうか。

(委員)

「中間まとめ」を読ませてもらって、1ページのメモを作ったのですが、たたき台にしてもらえればと思います。私が考えた造林公社問題とは何だったのかということが

2つあります。

一つは、A「返済不可能な多大な累積債務を発生させた、このメカニズムと責任の所在」です。報告書ではこのことをまず書く必要があります。2番目として、B「債務処理の仕方、支援の仕方」ということです。国がもっと支援や債務処理に乗り出せなかったのか、農林漁業金融公庫が責任をとらないことにも問題があると思います。それがなくて、県の責任なり、県民の方に全て付けが回されたという結果が出ているわけです。それがそれでよいのか、という検証が必要です。

だからAとBと分けて、繰り返しになりますが、A．累積債務が何故こんなに起こり、その責務はどうかということと、それから、B．債務処理の仕方。

そして、A．の核心の部分として3つあります。

1つ目は、公共的な非市場経済的な目的のものを入れ込んで、市場経済的な経営体とか経営責任とかが明確に示されるべきはずの「融資」という形をとって事業を行った妥当性。水源かん養や雇用政策とか地域開発などいろいろな公共的なものを詰め込んだ。そのことが重大な問題なのです。融資という形を何故とったのか。そもそも論に関連しますが、融資という形を取って公社造林を始めたということですね。

2番目がややこしくて、3番目とオーバーラップするのですが、「経営」体というものがそもそもない、そういう実体がないところに「融資」での資金を入れ込んだ、という問題性です。だから、1と2というのは制度設計の責任、設計者の責任となるのでしょうか。そもそも経営者がいないところで、融資による造林事業を展開した。こういうものを動かした。

会計帳簿上は、いくらお金を入れ、費用としていくら支出し、そのことによって人工林がこれくらい造成されてきていて、これだけの実物資本がある、と管理の形式は整えられている。しかし、売上げ、収入は一切発生していないわけですから、実質的な財務会計的な動きはなかった。だから国有林経営、その独特な形式をもったものであれ、一応企業会計制を採用してきた国有林野事業の経営とは全く違う。そういうところに、止まることのない融資が続けられた、という点です。

そして3番目ですが、「経営」判断というものが「経営」体であるべき造林公社に欠如していた、という問題性です。外部環境の変化、日本経済のいろいろな発展の中で違ったステージをもつのですが、国の政策というものはそのことによって変わってくるわけです。造林公社の経営を取り巻く環境が変わってきたのに対して、経営内部の軌道修正ができなかった。だから、経営者がいるということを前提としてですが、経営判断ができなかった。判断を間違った。どこかで止められたのに止めなかった、ということがこの3番目の問題です。

だから国の政策というものは、いろいろ時代対応的に打っていくことは当然で、変わっていてもおかしくない。だが、それに対して経営というものは、終始赤字がでないように対応する必要がありますし、ましてや融資という資本は、マイナスにならないように、リターンをものにできるか、土地所有者と分収できるか、債務保証をしてくれる県や県民に負担をかけないようにとの経営判断をするべきはずのものです。だから政策が変わっても、それに対して経営判断をして、あるところで止めれば良かったものを、止めなかったという責任ですね。

要するに、繰り返しますが、経営の実態も経営者も居ないところに融資を注ぎ込んでいった。このことの一番の責任はどこにあるのか。そして、債務処理の仕方の問題として、国有林の場合、膨大な累積債務を処理したことになっているのですが、あれも結局は元本の返済自体は先延ばしですね。いつかどこかの時点で返す、利子だけは待ち処理をし、元本はしかるべき時に返しますよと。滋賀県造林公社の場合、一切の債務引き受けを結果としていた。このような処理の仕方によかったのか、もう少し検証しなければなりません。

(事務局)

国有林野では、1兆円分については特別会計に残して、利子については一般会計から繰入れながら、元金は林産物収入などで返していくということになっています。

(委員)

なぜ滋賀県の場合、そのような対処が取れなかったといえ、農林漁業金融公庫がすぐに返してくれと言ったからでしょう。だからそれを待ってもらって、安い利子分だけを払い、元本は百年くらいまでも引き延ばせれば良かったともいえるのです。国も農林漁業金融公庫も責任があるはずなのに、一切責任をとらない形で処理が進んだということです。

(委員)

滋賀県の場合は、農林漁業金融公庫は期限の利益を求めてきたわけで、諸種に至って県としても随分論議されて、だめだと言われたわけですね。最終的に債務引受で決着をされたということです。

今の委員がまとめられたものは、うまくポイントをついたものであり、私も同意見ですが、ただ先程から前提として出ている分収造林特別措置法が、私は国の施策の中心点であると思います。法律の部分は委員がご専門でおられますが、いわゆる制度の法律というものは、基本法的な1つの法律ができて、そして関連法案で外枠が組めていくとことですから、本件についてもいわゆる分収造林特別措置法ができて、これまでも論議してきましたが、後で囲い込んで出てくるわけです。その一環の中で、特に滋賀県は桁外れで、県とびわ湖の2つの造林公社があって、債務が多いのはびわ湖で、びわ湖は琵琶湖総合開発で、またこれも法律で囲い込まれていると、そういう部分で余計に加重が加わっているということです。

だから、ここの書き出しのところは、やはり大局的には、やはり国の施策に従ってきたということは外せないことだと思います。そしてその中で、今委員がおっしゃる個々の行政体として、もっと密な分析をしていただいた方がよいですが、このようなことがあるのではないかと私は思います。

(委員)

分収造林特別措置法というのは短いもので、3条からなる法律です。土地所有者と何か揉め事があれば法的に乗り出しますとか。この3条以上のものでも、以下のもので

はない。私的なパルプ資本が土地を借りたい時に、土地所有者が土地を貸すかどうか、なかなか踏み切れない時に、間に公的な第三者的が入って、もめごとになれば調整しますというような内容のものでしょう。

(事務局)

元々の成り立ちというのは、例えば昔から制度の中で、1対9であるとか、様々な分収率があったり、あるいは立木の共有持分をどのように処理するか問題があったので、民法の特例が必要があったようで、そういう契約というのは、こういうような形にしなければならないという整理をしたことが一つあります。ただ、提案理由のところの話が、中間まとめの3ページに書いてありますが、そもそも提案説明の段階で「人工林面積の計画的拡大」のために、「資金、経営力等の関係で、補助や融資の措置を講じてもお自力では造林が困難なものについて、土地所有者以外の資金や経営技術を導入し、その収益を分収するという形の造林、いわゆる分収造林を積極的に進める」ということがそもそもあって法律ができました。その第2条は、契約締結の斡旋ということで、これは滋賀県では実際にやったことはありませんが、「分収造林契約の当事者となろうとする者から分収造林契約の締結についてのおっせんの申出があった場合において、これを相当と認めるときは、適正な分収造林契約が締結されるようにおっせんに務めるものとす。」とありますので、推進しようとすることは元々あったようです。

(委員)

造林公社を推進しようということは、何も頭になかったでしょう。

(事務局)

ありません。ただし分収造林を推進し人工造林を達成しようということが提案説明に書いていますから、目的が契約の法律上の問題解決だけではなかったということではないかと思います。

(委員)

当時の林野行政は資源政策、産業政策というよりは資源を造る、それから国土を保全していこうということですとずっと来ていました。その資源政策の路線の上で、パルプ会社が経営戦略的に造林による資源造成に乗り出した。資本は自分が持っているが、造林地をどこかで確保したい。その時にその要求に合致するものとして、それがスムーズに行くように作ったのがこの法律です。

(委員長)

確かに法律は、まさにそういう法律で、間違いはないと思います。ただ、これは提案説明の林野庁長官説明を見てもみると、この法律を作ることによって、契約当事者に公的機関が入ってくることが重要であって、そういうものを想定していますということですから。そこでは森林組合系統機関と例に挙げていますが、おそらくこの時に造林公社的なイメージが国にあったのではないのでしょうか。そういうものを作って、どんどん契約の



当事者にしていこうと。国民の関係でやれば、いろいろ問題があるので、特に契約に公的なものがある方がよいのだというような趣旨の説明を林野庁長官は提案説明で言っているのです。だから、法律からだけではそこまで読み取れない部分があるわけですが、この国会の議事録などを見れば、単純に民法で処理しきれない法関係の整理をしただけではなくて、そこにもう一步踏み込んだ林野庁の造林政策の何かがあるようにも読み取れるのですが。

(委員)

それは農林漁業金融公庫の制度資金が絡んで来て、初めて動き出すのです。国は独立採算制の特別会計で直接国有林野事業をやる一方で、吉野林業などの例で先程申し上げましたように、そのように造林するお金がない土地所有者と資金を持っている経営体をうまく結べるという考えがあったとしてもおかしくありません。歴史的に元々あった話ですから。最初から造林公社という形、融資でお金を入れて経営体を作るという考えがどれほどあったのか、ということですが。

(事務局)

現在のところ、その辺の書き方はそのようには書いておりません。前のご意見の通りとなっております。今、書いてあるのは、造林政策の中で分収造林特別措置法が人工造林の推進の目的を持っていたということ、単に問題解決だけではないということは、先程委員長がおっしゃったように書いております。それと分収造林特別措置法と造林公社の関係については、これはあくまでも造林公社ができたのは昭和34年に対馬が初めてで、分収造林特別措置法以降にできたわけで、当時の提案説明の段階でいわゆる造林公社という言葉が出ているわけではありません。先程おっしゃったように森林組合等が当事者として予定されていたようことが書いてあります。むしろ3ページの下「林業公社の設立」にありますように、融資の受け皿として、県行造林が公庫の融資の対象でなかったということでありましたので、民間資金も導入して公庫資金も受けられるような経営組織が求められ、分収造林という制度があるので、それを使って林業公社が設立されたということしか書いていません。

それに対して、できたものに対して次に林野庁がどのような施策をしたかというのが、4ページの話でありまして、林野庁が自主的造林ができないところについては、公社を利用してやるということには、それなりに意味があるということを考えていたということがあるだけです。

融資の話は、また別の話で、元々林業公社への融資という話は、5ページの初めにありますように、最初にできた対馬の林業公社の時代からずっと融資の対象で、途中で融資の対象になったわけではありません。しかし、昭和40何年の段階で、例えば都道府県有林が初めて対象になったのですが、その時点では既に32公社ができておりまして、その場合の融資は、公社を優先して都道府県有林には融資しないという施策があったわけですから、どの時点が分かりませんが、融資の対象のメインのものとして公社が位置付けられたということが分かります。そういうことで、ちょっとバラバラに書いてあります。だから分収造林特別措置法ができて、それには元々公社が予定されており、

その公社に融資を行うことが予定されているということで繋がっているという書き方を今はしていません。

(委員長)

特別措置法の段階で、公社を想定していたということは、資料からはそこまでは読み取れない。ただ、何となく公的機関が契約当事者となることが望ましいということ強調していたことは事実ですね。当然、融資というようなお金がそこに絡んでくるというようなことも説明の中に書いていますので、そうすれば、今後、造林を融資という形を取ってやっていこうという時には、その受け皿として何らかの公的機関が必要である。それがちょっと遅れて公社という形で示されたということです。実際、対馬の公社は法律ができた次の年にできています。その年代だけを見て結論付けはできないのですが、タイミングとしては非常にうまくいっているという面もあります。

(委員)

対馬は、特別な理由でできているのですが。

(委員長)

いずれにしても、分収造林特別措置法が全ての出発点であり、それで全ての構造が決まったわけではもちろんないのですが、それによって分収造林というものを、一応、形の上では民間ベースで進めていく、ということをするわけだが、完全な民・民の契約関係だけではうまくいかないの、そこにはできるだけ公的機関の対応が望ましいというところまでは、この分収造林特別措置法の中で示されているのだろうと思います。そのあと、実際に造林を進めていく際に、具体的な公的な機関として融資を考えると、公社方式が最も望ましいという選択肢が示されたという流れではあると思います。

先程、委員がお示しになりました2つの論点ですが、1つは返済不能の流れの累積債務を発生させたということと、その後の債務処理の仕方はどうだったのかというこの2つの論点ですが、ご指摘のとおりだと思います。

先程来言っております、そもそもスタートとして分収造林というビジネスモデルが適切であったのかどうかというのから始まって、それは問題はあったのだが、とにかく始めた以上、今度はどういう段階で誰が止められたのか、という視点で整理をしていくということを通じて、この1点目の論点である返済不可能な長期債務を発生させたメカニズムや責任の所在はあるという論議できるのかなと思います。ただ、それだけで終わりますと、出てきた債務の処理の部分が抜けてしまいますので、それについては、また項を改めて、では実際に出てきた債務処理の仕方、ごく最近のところですが、その辺については、そもそも論とはちょっと違った次元の話になってきますので、それは改めてまとめておく必要があるのかなと思います。

それと、後、同じく委員からご指摘いただきました3つのポイントですが、公共性や非市場なものの中に市場的手法を取り入れたということ、これはそもそも論のところ論議ができるのかなと思います。それら経営体の実体がないようなところに、融資を入れて適切な経営判断ができなかったという2点目、それから外部環境の変

化に対応ができなかったという3点目、この部分は誰が止められたかというところの組織の問題とか、当然融資の問題もありますが、その辺でこの問題を取り上げて論議をすることができるのかなと、話を聞きながら勝手に整理をしていたのですが。

全体の構成や流れというのは、この素案を作る上で、それが決まらなとなかなか作業が前に進まないのですが、個々の論点、細かな論点、あるいは根拠などについて問題がある場合は、これは素案の段階でチェックしていただいて、このような根拠では弱いとか、それはまた言っていただきたいと思います。

(委員)

誰が止められたのかという話と、『債務処理の仕方』の話とは、項を改めると、今言われたのですが、私もその債務処理の仕方の部分は、別立てだと感じます。ちょっと自分が行政マンになって考えてみたのですが、多分、私がある場にいれば、このようなたくさんの負債があるということは分かっていたと思います。ただ、行政マンだったとしたら、「こういう解決策があるからこうしたいのです」と言わないといけないのに、その手が見出せず、公共を担っているがために、言えなかつたらうな、ということも、何となく分かるような気がして、その解決策が10年間も生み出せなくて、言い出せなくて、どうしようどうしようと、何十年間も過ぎた。この債務処理の仕方については、一番最初に、委員がおっしゃったように、“公共的な目的”があるからこそ、進まなかったと思うのです。ここを別立てにするとすれば、行政として、債務処理について解決策がなかったから放っておきましたとは言えず、ちょっと私もここはどのように組み立てるのかなと思います。

(委員長)

だから長い間ずっと棚ざらしというか、具体的に適切な対応を取らなかったという話は、むしろ債務処理の話というよりも、誰が止められたかという前半の方で言って、この債務処理の方はごく最近のここ1、2年の動きの部分だけで取り出すしかないのかなと思います。だから、公庫が返済を求めない限りは、この債務処理の話はすぐには出て来なかったわけですから、その段階以降の話になります。それ以前の債務がどんどん累積していくところについては、むしろ誰が止められたのかという論議の中で整理するしかないと思うのですが。

(委員)

債務処理については、県の一般会計にツケが回ったということをどのように県民にいうのか。仕方がないから辛抱してください、払ってくださいというのか、これはおかしいですよと一緒に言い続けるのか。

まあ決着が付いたのかどうなのかよくわかりませんが、検証をしてきちっと残しておくべきものは残しておくべきで、その意義はあると思います。

(委員長)

多分、一番県民が納得いかないのがそこだと思います。昔はどうだったのかではな

くて、今、この借金が何故県民の負担になるのということが、多分今一番関心が強いわけで、その部分を避けて通るわけにはいかない。

(委員)

国全体としては、林野庁の2兆8千億円は、国民の税金が出ているという実績があるわけです。滋賀県の場合は県民ですが、その大きいバージョンが林野庁の2兆8千億円で、実績があるわけです。

(委員)

ただ13ページですが、先程事務局から説明がありましたが、これをどう読むかですが、1兆円を林野庁の特別会計に残しているわけですから、一般会計に組み入れられた2兆8千億円、これは「元本の償還は一般会計の歳入歳出努力で対応することとされた」と、利子だけを、たばこ税と年々の農水省予算で処理しながら、元本償還は延ばしているわけです。

(委員)

私もちょっと表現が分かりにくかったかもしれませんが、この13ページの「元本償還の財源は一般会計の歳入歳出努力で対応することとされた」と書いてあります。だから「されようとしている」のが正しいと思います。

(委員)

そこは滋賀県民にとっては大違いになります。されようとしていながらも、ずっと先送りをできるのならまだしも。県の予算というものは、いろいろな形で使えるはずなのに、ということです。

(委員)

しかし結果としては、なかなか難しいでしょう。結果として、このように世論の反応も見て、こういう表現で対応しているけど。

(委員)

農林漁業金融公庫への返す時期が伐採時と一致していれば、一番責任をとるべきだと私が考える農林漁業金融公庫に借金を帰属させて、そこで塩漬けしておくという手が追求できたかも知れません。あるいは、その利子分だけはいろいろな形で返しますが、元本だけは返すのを待ってください、と。それが滋賀県造林公社の累積債務の場合は、全ての責任を県が取る形で、結局は県民にツケが全て回ってきたわけでしょう。

(委員)

それは、農林漁業金融公庫は納得しななかつたのですね。

(委員)

それをおかしいということをごここに書いておく必要があるかと思うのです。一番おかしいのは農林漁業金融公庫です。

(委員)

農林漁業金融公庫がずっと猶予するということですか。

(事務局)

国の話ですが、13ページに書いてあるのは、国の資料をそのまま書いているのですが、この前ご説明したのは、あくまで特別会計がどうなっているかのご説明でしたので、1兆円についてどうなのかですが、この前資料で出しましたが、売払収入なり林産物収入、伐採収入で、元本は50年で返すということになっております。残りの2兆8千億円の方は一般会計の方へ引き継がれてしまいましたので、これまでの資料からは読み取れないので私どもでは分からないのですが、ここに書いてある意味は、まず2兆8千億円の利子分については、まず利子を下げのために借換国債、つまり利子の低い国債でそれを全部返してしまい、その国債には利子があるわけですから、軽減後の利払い710億円、これを農林省も持ち、たばこ税でも出すという話になったということです。その元本償還の財源は、一般会計の歳入歳出の努力によるということです。

先程からのお話で、委員長がおっしゃっている滋賀県の債務処理というのは、現実に返す手段として決まったことは何かと言いますと、免責的債務引受の話でありまして、公社が債務として持っている1,080億円のうちの公庫分の444億円の元本、それから44億円の利子、この公庫分については、県が免責的に引き受けましたので、県の一般会計で、つまり県民の税金でお返しさせていただくという契約したことが決まったことです。それについて、それを県民の方々に対して一番説明をしなければならぬということが、今回のこの検証委員会での検証をお願いするきっかけであったということです。

残りの債務は、県からの債務と下流団体からの債務ですが、これについては現在特定調停中で、債務の額を圧縮して欲しい、特に伐採収入の範囲内で、返せる範囲内で返したいということで申し立てています。その結果は出ていないというのが、今の現状であります。もう一度事実関係だけをご説明させていただきました。

(委員)

林野庁のところについてですが、決して国の方がましであるという論議はいかなるものかと思えます。今の私が計算しただけでも、1千億円くらいの利払いをしているわけですが、国としては、これは大変なことだと思えますよ。

(委員長)

国は国有林野の部分については、国民の税金で2兆8千億円を処理してしまって、1兆円だけはなんとか自前でということをやったのですが、県の債務については、県の方で適当にやってください、ということで、同じ森林なんです、うちの方では知らないということになってしまっている。

これまでの経緯があるので、国がどこまで地方の債務の面倒を見るのかという一般論だけでは言えない性格の債務だろうと思います。

(委員)

今、委員が言われたことは大事で、社会的にはその通りですが、他府県の公社というのは、林野庁の支援の仕方にもよりますが、先延ばしで利子を払っていつているわけです。それよりはむしろ本県の解決の仕方の方が良かったのだということを報告書に書くとなると、どういう論理立てにするのか。嘉田知事がどうおっしゃったのかわかりませんが、案外難しいと思います。

先送りすると、インフレ待望論とかになり、ズルズルいく。利子が無利子ほどの低利率なら、先送りでもよいはずですが。吉野林業とかは、江戸時代に、今からすればものすごく低い価格で人を雇って、それでもものができて高い値段で売れた。こんな展開もありうるわけです。意見一致はなかなか見ないと思いますが、なかなか書くことが難しい。

(委員)

国有林の本体が2兆8千億円で、年に1千億円近い金利を払えば、10年で1兆円になるのですよ。それを今、委員がおっしゃったように、経済的な分析から言いますと、現時点でスパッと債権放棄した方がずっと楽なんです。農林漁業金融公庫も、県の490億円を長期にわたって、今後どのような決着になるかわかりませんが、債権放棄をする方が、いわゆるプラスにはなりません、マイナスの出は減るという方が、金融としてはそう見るわけです。

(委員)

農林漁業金融公庫の貸付条件には償還期限30年などがあり、期限切りで借りている。そこが1つの落とし穴なんです。こういう超長期の生産過程に、また、何も財務内容がない、経営実態がないものに、利子を伴う形で融資した。そして、結果責任が造林会社側だけに明確に残る。

(委員)

これはちょうど農林漁業金融公庫の経営分析の仕組みが平成14年にでき上がっている。例えば平成10年以降に、それまで官の金融機関は、非常に民間ときちっと一線を画した形で来ましたから、1997年の金融システム不安以降に、その問題が1つと、財務省の金融部門に金融庁ができて、政府系金融機関も査定せざるをえないということで成り立っているわけです。だけど査定の仕方も、一般金融機関の査定の視点とかなり違うということも懸念されてます。

(委員)

前に資料を事務局にお頼みしておいて、ある程度出てきていたのですが、農林漁業金融公庫融資の林業部門の中の林業公社への融資分ですが、だいたいシェアが50パーセントだと先程説明がありました。中でも造林資金に対する融資となると、圧倒的に造

林公社への比率が多いと思います。農林漁業金融公庫が設立されたのは戦後ほどないときでしたが、戦後経済が回復し、林業界の有力者、有力林業家にも投資をしたい、自己責任でやりたいという気運ができてきた。造林投資がやりたいからという要求があって制度融資の枠が広がる。しかし、儲からないとなれば、これは自己責任ですから、彼らは引き上げます。そういう市場メカニズムが働いていた。

もう1つは、地域の林業家というのは有力者ですから、ガソリンスタンドを営んだりという人があって、いろんな形で借りて、全体の経営の中で資金をぐるぐると回しておられるわけです。

私はそれほど林業金融には興味がなかったので研究対象にしていなかったのですが、林業経営者協会の要求があり、融資制度というものが膨らんできた。そして、先程から言うように、何も無い状態から造林をやっていって50年後に収穫するという営為が、市場メカニズムになじむものかというそもそも論があります。しかし、一時期、動機づけられる経営環境があったのは事実でした。それが一挙に崩れてしまう。いつのまにか、造林融資部門の大半が造林公社への融資に回っていた。そこをうまく、ある程度根拠を示しながら書ければ、大層意味があると思いますね。

#### (委員)

基本的な質問ですが、結局この免責的債務引受になったのは、今、経営改善を討議しているので少し猶予をしてくださいとのことで、止めてもらった時期があり、それが経営改善検討会議の結論が出る前に期限がきてしまい、結果としてペナルティーとして全額早く返せということになってしまったという理解でよいのでしょうか。本来なら、全額返せと言わないはずだったのですか。それが、急に早い段階で全額返せということになってしまったのですか。

#### (事務局)

事実関係については、先程のお話の中で、県の返すやり方が良かったのか、国の方が良かったのかというお話がありましたが、県としては免責的債務引受をしたことが良かったとは少しも思っておりません。やむをえずそうなってしまったということだけです。元々の対応の仕方としては、平成16年度以降望んできたのは、債務の圧縮をしてもらえるように滋賀県なり、下流なり、公庫の全てに対してお願いしてきて、債務を圧縮してもらって、返せる範囲にさせていただくという話し合いがまとまるのが一番良かったと思っています。

それで、その方向でずっと話し合いができる場がいろいろありまして、公庫に対しても経営改善計画を作るということを認めていただいて、2年間は少なくとも償還の猶予をしていただいております。ところが、3年目となる平成19年の段階におきましては、もともと3年目の猶予は非常に難しいという話があったのですが、一方で、前にも申し上げましたが金融問題検討会で公庫と都道府県が一緒になって、金利のことを国に対して申していこうという動きがまだありましたので、公庫としてもまだ協力をしていただけるものだという私どもの思いもあり、また公庫だけを外して下流だけで別の話をするということはおかしいのではないかという話もあり、19年の段階において、や

はり引き続き債務を償還しないで、公庫と協議を続けようと思っていて19年度に入ったわけです。

ところが了解をしていただけなくて、それで19年度の最初に返さなければならない公庫債務は、4月30日に期限が来たわけですが、その返済を延滞したわけです。つまり、返済の猶予を認めてもらえず払わなかったから延滞になったのですが、延滞をしますと、基本的に返す気がないという話にもなりますので、このまま返さない場合は、全額繰上償還になりますというお話をいただいた。それで6ヶ月が経って、実際に10月31日に全額繰上償還をもうすぐするという通知があり、実際に11月8日に全額繰上償還請求が来たわけです。そうなった時点で公庫は払えませんから、県が損失補償をしていますので、県が払わざるを得ないということになります。平成19年度の段階で延滞が始まった時に、全額繰上償還を実際にされるかどうかということについては、予測が付いたのか付かなかったのかという話もありますが、私どもとしては、話し合いが続けていただけるものだと思っていました。

(委員)

突然、バサッと切ったということになるのですか。

(事務局)

6ヶ月前からそういう予告があって、結果的に全額繰上償還請求という形になったということです。

(委員)

そうすると、期限の利益はまだあったのですね。ということは、政府系の場合、3ヶ月延滞、6ヶ月延滞とありますが。

(事務局)

延滞を6ヶ月以内に解消すれば、それは多分繰上償還はなかったと思います。

(委員)

なかったでしょう。そうすると、ロールオーバー、継続ができたわけですね。

(事務局)

その間に話し合いが付いて、債務の協議に応じていただいていたのですが、結局それが叶わなかったわけです。

その判断がどうだったかということはあると思いますが、これについては、この前の会議でのお話を受けて、全体としてやむ得ないものだったと書いております。

(委員)

今の話は、延滞が発生してしまったということですか。それは、どこかの責任で。そうではなく、むしろ意図してされたことですか。



(委員)

結局公社として、利息そのものがどこかで調達しないと払えないという事態だったと思います。その点で県本体が議会審議に諮って利子補給など何か対応をすれば、継続できたということになる。

(委員)

手続的なものですか、能力的なものですか。戦略があって、そのような戦術なら分からなくもないですが。それで一気に全額請求が来たというのはどういうことですか。

(委員)

そのようなことをされるとは思っていなかったでしょう。

(委員長)

6ヵ月延滞をしても何とかなるだろうということがあったのでしょうか。

(委員)

きっとあったのでしょうか。そこもどうもシビアに考えていない体質でしょう。

(委員)

そうではなくて、おそらく、農林漁業金融公庫は全国に林業公社がありますから横並びのことを考え、滋賀県だけを認めると全国を認めなければならないということで非常に厳しい対応になったのではないかと推測します。

(委員)

それは分析のところにも書かれています。

(事務局)

30ページのところに今の経過が書いてあるのですが、複雑ですので、できるだけ短く書いてこれくらいになったのですが、もう一度申しますと、「特定調停から免責的債務引受に至る取組」のアですが、両公社はずっと猶予を認められてきた、ところが改善計画がまとまらなくて、19年度についても公庫にお願いをして、もう一度公庫に償還を猶予してくださいとお願いをしたが猶予が得られなかった。ここの判断ですが、「しかし、経営改善検討会議において償還スキームの検討を行っていた」、そこには下流も一緒になって議論をしていたわけです。それと「金融問題検討会で公庫とともに働きかけを行った」、実際に公庫も国に対して言っていてくれて、債務を負けてもらうことなど可能性があった。それと「下流社員の債務と別に公庫債務のみを切り離すべきでない」切り離して公庫のみを全額支払うことは良くないと判断があって、「19年度に入っても支払わず、引き続き協議を行った。」これは、前の部分を読んでいただくと分かるのですが、17年度18年度について、当初払わず、協議しながら延滞になって、その

後承認をしていただいたという経過がありますので、言い方はおかしいですが、延滞は初めてでないということです。そうしたら4月30日に延滞に入って、延滞解消の通告があって、そうなりますと、公庫債務について全額繰上償還の請求が予想された。その場合、延滞開始後10ヵ月後には損失が確定し、滋賀県に来るとということが明らかになったので、これではとても無理だとの話になり、それで特定調停ということで、裁判所委のに入った公正な場でお話しをすることになりました。その後は、予想されたとおりのスケジュールで進んでしまったということです。

(委員)

公庫が19年度に急に態度を変更した理由は何ですか。

(委員)

これも私の推測ですが、農水省とかなり入念な政策協議があったと思います。農林漁業金融公庫だけが自主判断をするのではなく、行政ともかなりしっかりやっていると思います。そう見た方がむしろ自然だと思います。

おそらく全国の林業公社が非常に厳しいのが実態です。その先鞭を付けたのでしよう。ちょうどこのように集中した時期に。特に国の財政が潤沢でなく厳しいので、当然国民に対しても政府はきちとした姿勢を示すようになったのではないですか。ただ、ロールオーバーについては、県もかなり交渉をしているわけです。県も造林公社も国に対して、知事も行かれるなど。だから、政策に翻弄されたというのがむしろ妥当でないか。公社の方が無作為であったというわけでは全くないと、この流れから私はそう思います。相当な努力をされたと思います。

(委員)

県が、そういう環境の変化に対応しきれなくて、そのまま大丈夫と思ったら、ぼんと切られたと言うことですか。

(委員)

何度か国会や農水省など行って相当な努力はされていると思います。この資料の流れや今まで説明ではそういう状況になっています。だから無作為な状態ではなかったと思います。

ただロールオーバーしても、利払いだけするか、今回のようにするか、どちらにしてもツケが回ってきますから、だからそこは政策判断が難しいところだと思います。

(委員)

その当時、利息を県が肩代わりするという考えはなかったのですか。利息だけを払ってとりあえず繋いでおけば、一応先送りはできます。

(事務局)

利息の話につきましては、公庫に対して支払う原資が公社にありませんので、公社

が公庫に支払う利息の分については、そもそも県が支援をしており、最初は貸付金で今  
は出資金としてやってきたわけです。そのやり方を続ければ、延滞はなかったのですが、  
滋賀県なり公社としては、そのやり方をやめ債務自身を減額して欲しかったわけです。

(委員)

そういうことにプラスして、知事も交代されて、新しい知事の決断で、この際きち  
っとすると、そういう政策判断があったのではないのでしょうか。

(委員)

それでは先程の話と大違いでは。事実はどうなのか。

(委員)

そういうことではなかったのかなと質問をしているのです。

(委員)

むしろ知事の決断で解決の方に向かう、意図を込めての話だと私は思っていたので  
すが、今聞いているとそうでもなかったでしょう。

(事務局)

債務を負けてもらうための交渉を一生懸命やってきたのですが、債務のところにつ  
いては、それに応じてもらえないという最後の決断が出てきたという点では、私どもが  
思っていたことが通らなかった。見込みが甘いのか甘くないのかの話となります。

(委員)

そのことと免責的債務引受とどうつなげるかですよね。

(委員)

よく分からないのが、延滞に入って、延滞金だけを常に払い続けて、こちらで交渉  
をし続けるということはできなかったのですか。

(委員)

他府県からはインターネットを見ていて、何故滋賀県だけがこのような行動に出た  
のだろう、きっと何かがあるはずで、上手い仕掛けがあるはずだと思って注目をしてい  
るところがあると思います。

(事務局)

延滞をするという戦略を最初から取っていたわけではなく、平成16年度の段階で  
経営改善計画ができるまでの間ということで、返済を待ってくださいとお願いし、認め  
てくださったので、返済をしなかったわけで、延滞覚悟で最初から始めたわけではあり  
ません。

平成17年以降はそういう形でやってきたのですが、特に公庫からの分については、19年度分については認められなかったから延滞をしてしまうことになったわけです。

それまでは、今年は払わないで経営改善会議の結果が出て債務の圧縮の話がまとまるまで待ってくださいと言ったら、協議を続け、一応先に払わなかったが、後では認めてくださっていたことがあったわけです。そういうこともあり、何とかいかなのかなと思っていたのですが、いかなかったということです。

(委員)

平成17年度から利息を払っていないのですか。

(事務局)

払っていません。

(委員)

平成16年度までしか払っていないのですね。3年延滞しているということになりますね。

(委員)

延滞を解消しなければ全額償還の手続きを進める、という通告は、過去2年間にはなかった通告なんですね。

(事務局)

ないです。

(委員)

ここで具合が悪いと分かった段階で、とりあえず3年間分を支払ってまで交渉をするという手はなかったのですか。ごく単純に考えれば、その手を使うのではないかと思うのですが。

(委員)

だけど、これは16年度から支払っていないのでしょうか。これは3年間払わないことを国が認めているのです。このようなことは、世の中の金融機関ではあり得ないことなんです。それを3年間支払わないことは、国は認めたということなのです。

(委員)

私のケースですが5年ほど前、まだ地方自治体の財政に余裕があって、かつ低金利時代に入った時ですが、あまりに利率が高いので確か一括返済を農林漁業金融公庫に申し入れたのです。しかし、認めてもらえなかった。その手を知っていたら、わざと延滞をして支払わずにいて、一括返済せよと言われる手があったんですね。一般銀行からの低利の融資に借換えた方がずっと良かったのです。

(事務局)

繰上償還を認められたのは、平成17年から19年の3年間だけ制度的に繰上償還を認めてきた時期がありました、本県はたまたまずで償還をとめていましたから意味がありませんので、繰上償還はしませんでした。

(委員長)

今の中にも細かな部分について、もう少し最終のまとめのところでは検討が必要かなと思います。実はこの辺のプロセスは、時間的にあまりここで論議していませんので。

(委員)

農林公庫のことは、今までいろいろあるのですが、今日いただいた別冊資料の26ページですが、下流団体、管理財団、滋賀県、農林公庫からの債務残高の推移があります。この中で、下にある公庫の方は平成9年か10年くらいから元金の方は一定で推移していますが、ところで滋賀県は一貫して増えています。そして、上に下流団体は、元金も未払利息もかなり増えてきています。これまで下流団体についての論議があまりなかったように思うのですが、この辺について教えていただければと思います。

(事務局)

平成16年度以降下流団体にも償還の猶予をお願いして、認めていただいておりますが、当然ながら利息分については、下流は3.5パーセントの複利ですので、その分が利息に乗っています。滋賀県の部分については、利息部分については凍結していますので増えてはいませんが、公庫に返済するお金を滋賀県が貸していたので増えています。それも17年度以降は、滋賀県は出資金という形になりましたので、借入金としては増えていないという動きになっています。

(委員)

最近の17、18、19年度で公庫の未払利息というのが、増えてきていますが。

(事務局)

これは公庫に支払いをしていないから増えてきています。先程申しましたように、公庫の利息を17、18、19年度と返しませんでしたので、その分が未払いとして貯まってきたということですが、この19年度の後に免責的債務引受をしましたので、この分は支払ってしまったということになります。その分、逆に滋賀県側の債務に付け変わっている形になります。

(委員長)

素案とりまとめの方向性をまとめないといけませんので、ちょっと休憩をしたいと思います。

(休憩)

(委員長)

それでは再開します。

今日は、冒頭にも申し上げましたように、次の委員会で素案という形で最終的な報告に向けた案を作って、それを審議していただくということから、個々細かな記述の部分はさておき、全体の構成や展開の仕方をどうするのかということについて、ご確認いただきたいのが主たる目的です。

そこで、最終的なまとめ方として、やはり先程もお話が出ていますように、この問題に感心を持った方がこれを見た時に、何が問題で、どうなんだという全体像がパッと分かるということ、分かりやすくすることが大事なので、事実関係をずらずらと並べて、だからこうですというような書き方でまとめていくよりは、まずはこの委員会としては、「この問題をこう捉えて、ここにこういう問題があると考えます」というように、比較的コンパクトな、書いてみないと分かりませんが、2ページから長くて5ページぐらいの文書を新たに作って、そこに委員会としての考え方や結論を全部書いてしまう。ここに特に問題があるとかを書いてしまう。

ただ、それだけではその判断の根拠は何だったのか、そういう疑問が当然出てきますので、その後第2部という形で、今回中間まとめで書いてあるような論点毎に事実関係はこのように認識しています、それに対してこういう評価をしました、というようなものを付けていく。イメージとしては、そのような2つの部分からなるものを考えています。

そこで、前段の結論的なことを書いていく部分は、そもそもこの委員会として、どういうところを問題として検証をしたのかということですが、これは先程 委員からもご指摘いただいたように、そもそも何故返済不可能となるような累積債務が発生してしまったのかということについての検証、これは当然重要なことだと思います。もう1つは、最終的に県民が4百億という莫大なお金を負担するはめになってしまった債務処理についての経緯や問題やスキームはどうだったのか。この2つを明らかにすることが、この委員会としての主たる役割、責任であるという認識の下で作業をしたということをもまず述べて、では具体的にそれをどのような過程で整理をしていくかということでは、委員や委員がおっしゃったことをベースにまとめたいと思います。まず、今回のこの問題では、分収造林というビジネスモデルを使ってスタートした。そのことが果たして適切だったのかということをお問われなければならない。その後の問題以前に、スタートの時点でこういうモデルや手法、スキームを使ったことに問題はなかったのかということを考えてみた時に、やはりそれはいろんな点で問題があった。いろんな点というのは、一番大きいのは、そもそも経営という実態のないところにあたかも経営体として、融資をして動かしていく、回していくという仕組みであるとか、その他諸々いろいろありますが、そういうビジネスモデルとしての欠陥ということが当初からあったのではないかと。そしてそれを作ったのは、はっきり言って国である。それは歴史的には分収造林特別措置法を作った頃から始まって、より具体的には公庫融資をやると、その受け皿に造林公社を使いなさいよということを政策として各都道府県に示して、むし

る指導した国に大きな責任があるのではないか。もちろんそれだけではなくて、県としてもそれを受け入れたという責任はゼロではないというようなことなどを述べていく必要があるのではないかと思います。

ただ、そうは言うものの、始まった昭和30年代、あるいは40年代前半という時代は、今から考えると国と地方の関係は今と全く違いましたので、その段階で県に主体性があったのかどうか問題となります。今からすれば無理な話なのかなということになってしまうので、そうだとすれば次に、間違っただけでスタートしたものであっても、その後、何回も見直すチャンスがあったはずではないか、あるいは止める機会があったはずではないか、それに手を付けられなかったのは何故なのか、誰かが止められたにも関わらず止めなかったのか、という視点で経緯を見ていこうというのが次の構成です。その場合、誰というのをどういう視点で見るかということ、やはりお金に関わっている、特に融資に関わっていた組織や人が、どの時点でどのようなことをやって、その責任はどれくらいあるのか、ということ、それから、技術的な意味で、あるいは専門的な意味での林業あるいは森林に関わるスペシャリストやエキスパートの人達の関わり方や責任というのは、どうだったのかがポイントになります。

それからもう1つは、造林公社を中心とした組織マネジメント、とりわけ経営体としての組織をマネジメントしてきた人達の関わり方や責任はどうだったのか、という観点から見えていった時に、それぞれにやはり責任があります。でもその中でも一番大きかったし、一番このスキームを止めることができたのはお金に関わっていた人ではないのかなというようなところで、この誰という時の一番大きなポイントになるのは、融資に関わっていた組織や人で、ここの問題点や責任をできるだけクローズアップするというようなトーンでまとめる。

その上で、もちろん造林公社の歴代理事長を務めていた知事が、いくら職務上のポストとはいっても、経営に対して全く無関心、ノータッチであったということの責任は問われないのかなど、いろいろ細かい話はいっぱい出てくると思いますが、やはり一番ポイントとなるのは金融の部分ではないかと思います。というようなことで、その辺でメリハリというか、一番ポイントが良く見えるようにまとめていければと思います。

それで、この莫大な累積債務が発生したメカニズムと、そこにおける責任の構造というものをまとめることができたなら、次に、発生してしまった累積債務を処理する、とりわけ平成16、17年以降になると思いますが、その辺の交渉だとか、戦略とか、戦術はどうだったのか、あるいは国の判断や対応はどうだったのか、ということを見た上で問題点はどこにあったのか。この場合は、おそらく、やはりここでも公庫を中心とした政府系金融機関とか、それを監督していた農水省、あるいは時には金融庁などの問題もあるでしょうし、それから戦術、戦略的な部分ということで言えば県も当然この対応以外になかったのかとか、見通しや見込み違いはなかったのかという観点からの検証が必要です。しかし、その辺は元の素材はありますので、その辺を組み立てながら論議をして、いったいどこに責任があったのかというのは、この部分はまだ結論的に必ずしも論議がつくされたわけではないんですが、ちょっとそこは次回の時に、ここの部分の責任の所在の最後の書き方をどうするかについて、またご相談するとして、素材となるようなもの、たたき台になるものは、そのような形で作っていければと思います。

頭の中でイメージするだけですと、何となくできそうな気がするのですが、実際に文書にして書いてみると大変な作業かなという気がします。

言うまでもありませんが、本委員会は、滋賀県の検証委員会ということでありますが、実際に内容的にも、国の造林政策に物を言う部分もあれば、公庫に対してかなり言っていることからすれば、滋賀県内に留まらず、いろいろな所から注目をされ、当然事実認識などに誤りがあれば批判も受けるでしょうから、その辺は慎重にならないといけないので、あまり大胆に言いたい放題に言うわけにもいかないと思います。あくまでも事実に基づいたことしか言えないのかと思いますが、一方で、余りお役所的に曖昧な表現であったり、どこに責任があるのか結局分からないような玉虫色の内容ばかりですと、県民や議会の期待に応えられないと思います。こここのところずっと資料づくりや案づくりを全部事務局でやっていただいているようなものですが、最後のところはとりあえず、事務局レベルでは書きにくい部分もあると思います。行政の立場としては、これは言えないだろうというようなこともあると思いますので、そこは委員長の私の責任で書くという形でやりたいと思います。とりあえずこのような感じでということで事務局に作っていただくとしても、委員会の雰囲気としてここまでは言わないと皆さん納得しないのではないかとというようなことが出れば、そこは委員長責任であり、最終的には委員会としての意向ということではありますが、少なくとも素案の段階でも委員長責任で出せればと思っています。

今のこの中間まとめは、そういう意味では事実関係や、言ってきた意見を非常に良くまとめていただいていると思います。そつなくまとまっていると思いますし、これだけのものをまとめていただくと本当に膨大な作業で大変だったということが良く分かります。ただ反面、いろんなことがいっぱいあり、だからどうなのかという疑問が出てくるとと思いますので、そういう疑問が出ないように最初の所にまず、こうなんですよということをいう。そこはちょっと筆が走りすぎるかというくらいの感じで案を作って、これはちょっとまずいのではないかとということで削っていただこうようなものが素案として出せればと思っています。

実際には、また事務局の方に相当お願いする部分が多いと思いますが、そういう方向で、次回6月16日に議論したいと思います。

#### (委員)

1つよろしいですか。いろんな点をほぼ論じてきたのですが、1つ抜けていることがあります。結局、日本は1千万ヘクタールの人工林を造ったのですが、そのうちの造林公社のものは50万ヘクタールくらいですか、30万ヘクタールくらいのものかも知れませんが。そんなに大きなものではないのです。だのになぜ、造林公社のような形のもののできたのかということで、今までの視点からは抜けていたことがあるのです。今おっしゃったように、かつての国と地方の関係では、県は国の意向に全くと言っていいほど従わざるを得なかった。自由度が低かった。しかし、造林公社はそうでない組織体です。地方行政の権限でやれるという組織を自ら作ったのです。言葉が適切かどうか分かりませんが、結局天下りポストを作ったのです。課長職の人が次に専務理事とかに就任できるポストです。



国に対してあれだけ言っている委員会なのに、そこは何も言及していないと言われかねませんので、発言している次第です。報告書にどう書くかは別ですが、そういう面があったわけです。天下りという言葉を使う必要はないのかもしれませんが。先程の議論の流れだけでなく、唯一地方行政の仕切れる、動かせる組織を作ったということを見無視すべきではないはずです。

それからもう1点ですが、資料集として別にされるのならよいのですが、林業公社がこのようになっていて林野庁がいろんな手を打っていて、いろんな協議会も立ち上げていたりといったことを、随分ボリューム多く「中間まとめ」(案)に入っています。さらに十分検討をしていないのに「妥当性」を判断したような運びの箇所も多いです。特に、債務処理の支援のところ。本当に支援や処理になっているのかどうか、私自身大変疑問視している「支援」策です。この種類のものを「まとめ」の中にどっどっ入れ込む、我々も議論していないものも随分入り込んでいます。無内容で無意味なものがいっぱい入り込んでいますので、読むのに苦痛を伴います。これは林野庁が打ち出している支援策ということで、資料集にまわしていただきたく思います。

(委員)

今、委員から冒頭にお話にあった造林公社が何故このような事業をやったのか、委員とお話をしていたのですが、他の住宅供給公社などは対価物があるわけです。今、話をしていたのですが、神戸市は株式会社神戸と言われるくらい公社を作って順調にいったわけ。破綻したところもないとは言いませんが、ほぼいわゆる住宅とか土地の売買で国や地方で持家制度や地方活性化に一定の役割を果たして来たと思致します。この造林については、そもそもが公社でやることに無理があったのではないかと思います。

50年60年のロングタームの中で、他の公社とは異質なものですから、これは滋賀県だけの話ではなくて全国的なことなんですけどね。そのあたりも少し触れるべきではないかと思います。

(委員長)

分収造林を造林公社という組織を作ってやったということからですね。

委員がおっしゃった天下り先という言葉で表現するかどうかは別として、いわゆる外郭団体のもつ問題は当然造林公社についても言えるわけで、この部分は確かに言っておかないと、今の時代の流れとして外郭団体に対する批判が問題視されてきたことが多々ある中で、造林公社もその1つであることは間違いないので、知らん顔はできないと思います。ただ、この部分になればなるほど、事務局には当事者もおられますので、天下りけしからんとなかなか書きづらいと思いますので、これは委員長の方で書くしかないかと思います。

(事務局)

天下りのお話について、以前に委員のご指摘で役員の就任状況を示した資料(4追-1)があります。天下りというのは何なのかもありますが、県から派遣をされて、

あるいは県を辞めた人が行っている例も実際ありますが、ニュースなどで言われる天下りで想像されるような、役員が膨大な退職金をもらって給与をもらってというようなケースはないと思っています。なお、理事長は知事ですので無報酬ですし、理事も無報酬です。

(委員)

しかし、滋賀県庁も林務課長などが辞められて、次のポストとして専務理事になってちゃんと給料をもらわれていたのでしょうか。膨大な退職金をもらったとかではなくても。

私は、滋賀県の場合は知りませんが、他府県の例で課長職の次のポストが、60才が定年なら58才くらいで辞められてそちらに移られる。それで人事をスムーズに回す。それ以上に給料をもらっているかは分かりませんが、それで62、63才までいくとか。そういうことはあるのではないですか。外郭団体を作るというのはそういうことなんです。

(委員長)

いわゆる国で言うような天下りは、地方の場合はあまりありませんが、現職の派遣を含めてポストの確保という点では一定の効果があるのは事実です。県庁内では持てないようなポストができるわけですから、人事がやりやすくなりますし、たとえ少数ではあっても、OBの方がいくポストに使い得るわけですので、それが今回の問題の本質というわけではありませんが、そういう組織というものが外郭団体はどこでもあるわけです。そこでこれだけの多くの融資を受け入れる組織として、適切なかどうかというものがありますが。

(委員)

どこの県も、系統的に下部に置きうる外郭団体を機会あればと狙い、懸命に作るうとされていました。造林公社の創設契機として、これは案外効いていたかもしれないのです。

(委員長)

多分、森林林業には関係のない部局、つまり組織管理をしている所が、造林公社を作った時代に、外郭団体を作るということについては、全く反対しない。作れるならどんどん作りなさいということがあったのではないかと思います。造林公社の中身がどうであるかは、ほとんどそんなことには責任を持っていないので考えていないと思います。外郭団体が国の肝煎りで作れるならこんな結構な話はないという認識はあったと思います。今でこそ、減らせ減らせとなっていますが。

その辺については、当時の時代背景と関わってきますが、少し触れて、多分これは組織の問題を論じる中に入れ込んでいく。やはり、そもそもの中に入ってくるかなと思います。

そういうことで、私の整理した仕方で、かつ私の頭の中にある考え方と、事務局の

方で考えられていることを付き合わせてみたら、結構違いがあったりして、なかなかまとまらないかもしれませんが、相談をしながら素案の第1部を作りまして、それにつきましては、6月16日火曜日の午後1時からですが、第7回の会議がございますのでそこで検討したいと思います。これについては、また事務局の方からご説明があると思いますが、一般からの意見も取り入れて、そのまとめどころを考えたいと思います。といいますのは、我々としては、県民が知りたいのはこういうことだろうということで、一応ここで話はいただいたのですが、一般県民からみればもっとこういうことも知りたいとか、ここはどのようになっているのかとか、疑問もあるかと思えます。それに全部答えるということではありませんが、その辺も聞いておいて、答えられるものについては答える、答える必要があるものについては答えていくということを考えますと、次の回までに素案をまとめるのと並行しまして、今、事実関係をこのように理解をしまして、このように分析してきましたというようなことを、中間まとめのような形で示して、いずれにしてもこれは資料として公開されますので、それに対する県民の意見や要望をもらうということも予定されていますので、それを入れ込みながら、先程言いましたまとめの素案を作っていこうと考えております。

その辺の日程や今後の進め方がありますので、とりあえず今日の議事の(1)についてはこれくらいにしておきまして、(2)のその他というところにいきたいと思いますが。

(委員)

先程の債務処理の仕方というところですが、書かれる時に、どうしても県民が分かりづらくなる部分なので、言って欲しいなと思っているところがあります。それは法的な契約というものです。約束があって、だから県が支払ったということ。先程お話があったように、公庫は、道義的におかしいのではないかと何か、そう思いますが、しかしその前段に、(お金に関して)このような契約、取り決めがあったのだということ、法的に滋賀県の責任という話があったのだということ、ちょっと分かりやすく書いていただければと思います。

(委員長)

おっしゃる通りで、公庫も違法なことをやっているのではなくて、むしろ公庫は法的にはちゃんと払わないのだから、払わない方がいけないわけですから、そういうことも事実として当然指摘していかなければならないです。一方で、他のところの流れがあるのですが、それはいくら契約上そうだった、法律上はそうなるんだといった時にも、妥当なのかどうかということを論議しないといけない。そもそも公庫のやっていることに違法性があるなら、こんな検証委員会というものはいりません。公庫にすれば法に従い契約に従いやっていると言え、それは確かにそのとおりです。県が負担しないでもよいような借金を負担しているような誤解が出てくるといけませんので、そこはしっかり事実を述べる必要があります。

それでは、その他ということで、私の言いましたことと重なるかと思いますが、次回以降の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

次第資料3ページの先程のスケジュール表をもう一度ご覧いただきたいのですが、その中に今後のスケジュールが書いてあります。これからのことですが、委員長からもお話がございましたように、1つは各委員から今日いただきましたご意見もございますし、それから他にもお気付きの点があるかと思しますので、誠に恐縮ですが、今日一枚もの中間まとめの意見という様式をお配りしているのですが、これはメールでも送らせていただきますので、具体的な箇所につきまして、ここがおかしいとか、ここをこうするべきだとかありましたら、是非お寄せいただきたいと思っております。具体的なページ、行に限らず、全体としてのご意見としてでも結構ですので、お気付きの点については是非誠に恐縮ですが、作業の都合上、今月中にこれをいただきたいと思っておりますので、是非ご協力をお願いしたいと思います。これにつきましては、委員長とご相談をさせていただきまして、メリハリということで作るものに反映させていきたいと思っておりますし、この中間まとめの修正にも反映させていきたいと思っております。作業時間との関係もありますので、これは今月中にこれはお願いしたいと思います。

次に、先程の委員長からお話がありましたように、一般からの意見をこの際募集をしようということで、今日の中間まとめ案と資料をそのまま、毎回同様にホームページに掲載するのですが、今回あえてマスコミにも提供をさせていただきまして、今週末くらいから来月の12日くらい、次回の直前ということですが、これくらいまでに意見を募集させていただこうと思っております。この意見につきましては、実際に意見を参考にして修正に反映すればよいのですが、一般県民からの意見を即、委員会の審議を得ないで反映させるわけにはいきませんので、とりあえず委員からの意見とは扱いを変えて、一般県民から意見が来たら、意見は全て次回の委員会にお示しをし、このような意見が来ているということを見ていただきたいと思っております。その上で、それに対して答えている部分もあるでしょうし、答えていない部分もあるでしょうから、それと次回案を一緒に見ていただければどうかと思っております。

それから次回の中で、意見募集の結果について、それを含めて議論をしていただくことに加えて、素案について協議していただくことを予定しているのですが、その機会に、この際ということで事前に告知を致しました上で、次回来ていただく傍聴者の中から意見を聞く機会を設けようと、これも前から予定していたとおり考えております。やり方については、また委員長とご相談をさせていただこうと思っておりますが、他でやっている例に言いますと、会議の最後の段階で傍聴者から意見をお聞きする。全部それに対して、委員長あるいは委員あるいは事務局が答えるわけではありませんが、参考に聞かせていただくという形をとればどうかと思っております。

そういうようなことをやりまして、その上で次回、7月中をめどに第8回の会議日程を調整させていただこうと思っております。

進め方については以上です。

(委員長)

そういうことで、今ご説明がありました進め方でよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、その他事務局から何かあります。

(事務局)

特にありません。

(委員長)

それでは、連絡事項等もありますので事務局の方にお返しをします。

#### 4．連絡事項

(事務局)

次回の開催予定は、今申しましたように6月16日ということで、会議室は東館7階大会議室で行います。

事務的には以上です。

#### 5．閉会